

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則改正案

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
(中略) 第9条〔選手エージェント等〕 選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。	(中略) 第9条〔仲介人等〕 仲介人の活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 仲介人に関する規則」に従うものとする。 (中略) 〔改正〕 2015年 12月17日	誤記の訂正

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則改正案

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
(中略) 第9条〔選手エージェント等〕 選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。	(中略) 第9条〔仲介人等〕 仲介人の活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 仲介人に関する規則」に従うものとする。 (中略) 〔改正〕 2015年 12月17日	誤記の訂正

プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則改正案

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
1-5 外国籍選手 ① 登録数 外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。 (1) Jリーグ以外のチーム プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名	1-5 外国籍選手 ① 登録数 外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。 (1) Jリーグ以外のチーム プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名	

以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

(2) J1及びJ2のチーム

プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ、ロ、ハ又はニに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

ハ. アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手（ただし1名のみ）

ニ. Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手

(3) J3のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき2名以内とする。ただし、Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手1名については、この2名を超えて登録できるものとする。

(中略)

11. 改正

2012年11月22日

2012年12月20日

2013年12月19日（2014年2月1日施行）

2014年12月18日

2015年 3月12日

以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

(2) Jリーグのチーム

プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ、ロ、ハ又はニに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

ハ. アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手（ただし1名のみ）

ニ. Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手

(中略)

11. 改正

2012年11月22日

2012年12月20日

2013年12月19日（2014年2月1日施行）

2014年12月18日

2015年 3月12日

2015年12月17日（2016年2月1日施行）

J3リーグの外国籍選手登録数を、J1及びJ2と統一する。